

第2 区画漁業

1	公示番号	区第1号
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第1種 区画漁業
	(2) 漁業の名称	かき垂下式養殖業
	(3) 漁業の時期	1月1日から12月31日まで
	(4) 漁場の位置	富山県下新川郡入善町地先
	(5) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第175-3号から第77号-2号の見透線を基準として 339度03分 2,111メートルの点 イ 同 345度51分 2,090メートルの点 ウ 同 345度25分 1,590メートルの点 エ 同 336度32分 1,617メートルの点
3	制限又は条件	なし
4	地元地区	富山県下新川郡入善町飯野

区第2号
第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域 ア 測量標第22-2号から第146号の見透線を基準として 137度37分 118メートルの点 イ 同 150度07分 110メートルの点 ウ 同 83度49分 29メートルの点 エ 同 6度28分 111メートルの点 オ 同 10度29分 361メートルの点 カ 同 17度35分 361メートルの点 キ 同 23度32分 114メートルの点 ク 同 79度15分 55メートルの点
なし
富山県黒部市石田（二級河川黒瀬川以東を除く。） 富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び北中

区第3号
第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第148号から第147号の見透線を基準として 284度30分 315メートルの点 イ 同 291度18分 226メートルの点 ウ 同 266度16分 184メートルの点 エ 同 266度16分 283メートルの点
なし
富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）

区第4号	区第5号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として 74度14分 228メートルの点 イ 同57度49分 168メートルの点 ウ 同41度24分 248メートルの点 エ 同57度26分 304メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 142度20分 582メートルの点 イ 同 152度17分 573メートルの点 ウ 同 152度18分 470メートルの点 エ 同 140度15分 481メートルの点
なし	なし
富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）	富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）

区第6号	区第7号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	かき垂下式養殖業
10月15日から翌年4月10日まで	1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第272号から第157号の見透線を基準として 21度11分 614メートルの点 イ 同 2度43分 626メートルの点 ウ 同 5度57分 820メートルの点 エ 同 19度51分 809メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第14-2号の見透線を基準として 317度29分 96メートルの点 イ 同 332度07分 291メートルの点 ウ 同 8度45分 333メートルの点 エ 同 40度43分 187メートルの点
なし	なし
富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）	富山県射水市海老江

区第8号	区第9号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第214号の見透線を基準として 29度32分 384メートルの点 イ 同 58度39分 264メートルの点 ウ 同 15度37分 105メートルの点 エ 同 358度33分 298メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第214号から第262号の見透線を基準として 7度22分 877メートルの点 イ 同 5度59分 678メートルの点 ウ 同 350度06分 726メートルの点 エ 同 354度47分 915メートルの点
なし	なし
富山県射水市堀岡	富山県射水市八幡町一丁目

区第10号	区第11号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第262号から第223号の見透線を基準として 76度24分 1,309メートルの点 イ 同87度01分 1,220メートルの点 ウ 同79度45分 841メートルの点 エ 同65度55分 966メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第262号から第223号の見透線を基準として 67度24分 1,436メートルの点 イ 同76度24分 1,309メートルの点 ウ 同65度55分 966メートルの点 エ 同55度42分 1,132メートルの点
なし	なし
富山県射水市八幡町一丁目	富山県射水市八幡町一丁目

区第12号	区第13号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 55度42分 1,132メートルの点 イ 同79度45分 841メートルの点 ウ 同76度48分 750メートルの点 エ 同51度47分 1,066メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 224号から第 223号の見透線を基準として 276度43分 136メートルの点 イ 同 334度41分 294メートルの点 ウ 同 354度22分 263メートルの点 エ 同 288度42分 38メートルの点
なし	なし
富山県射水市八幡町一丁目	富山県射水市八幡町一丁目

区第14号	区第15号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 323度15分 531メートルの点 イ 同 330度04分 605メートルの点 ウ 同 333度57分 575メートルの点 エ 同 327度16分 496メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 295度25分 297メートルの点 イ 同 323度59分 402メートルの点 ウ 同 352度28分 295メートルの点 エ 同 323度32分 119メートルの点
なし	なし
富山県高岡市伏木国分二丁目	富山県高岡市伏木国分二丁目

区第16号	区第17号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第200号から第229号の見透線を基準として 260度01分 836メートルの点 イ 同 253度33分 602メートルの点 ウ 同 235度08分 732メートルの点 エ 同 245度14分 935メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第247-2号から第245-2号の見透線を基準とし て 324度43分 1,055メートルの点 イ 同 325度53分 1,043メートルの点 ウ 同 323度12分 964メートルの点 エ 同 320度42分 984メートルの点
なし	なし
富山県高岡市太田及び渋谷	富山県氷見市藪田

区第18号	区第19号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 344度53分 564メートルの点 イ 同 354度54分 538メートルの点 ウ 同 350度18分 341メートルの点 エ 同 334度56分 376メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 312度51分 575メートルの点 イ 同 317度26分 519メートルの点 ウ 同 305度15分 455メートルの点 エ 同 301度57分 520メートルの点
なし	なし
富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境	富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境

区第20号	区第21号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	わかめ養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	10月1日から翌年4月30日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第258号から第260-2号の見透線を基準として 115度12分 1,753メートルの点 イ 同 143度34分 1,082メートルの点 ウ 同 81度18分 607メートルの点 エ 同 81度18分 1,200メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第260-2号から第258号の見透線を基準として 299度28分 455メートルの点 イ 同 316度38分 340メートルの点 ウ 同 262度36分 209メートルの点 エ 同 262度00分 384メートルの点
なし	なし
富山県氷見市姿、中田、中波及び脇	富山県氷見市姿、中田、中波及び脇